

令和4年11月9日

お客さま各位

川之江信用金庫

### 「普通預金規定」等の改定について

平素より 川之江信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
当金庫では、令和5年4月3日より、「未利用口座」のお取扱いの導入、及び少額残高口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」に伴い、普通預金規定等を下記のとおり改定させていただきました。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

#### 記

改定となる規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 普通預金規定</li><li>・ 貯蓄預金規定</li><li>・ 納税準備預金規定</li></ul>
主な改定内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「未利用口座」のお取扱いの導入に伴い、「手数料の取扱」の条項を追加（新設）しました。</li><li>・ 少額残高口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」に伴い、「解約等」の条項の一部を変更しました。</li></ul>
改定箇所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 別紙の「新旧対照表」をご参照ください。</li></ul>
改定日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年10月26日（水）</li></ul>

以上